

大阪市立小学校児童のいじめ申立に関する 調査報告書

令和 6 年 3 月 22 日

児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会

令和 4 年大市教委第 1178 号に関する部会

目 次

第 1	はじめに	1
第 2	当該校の概要	7
第 3	当該児童について	8
第 4	当該校の学校いじめ防止基本方針といじめ対策組織について.....	10
第 5	事実認定について	16
第 6	いじめ該当性について	31
第 7	当該校ないし教育委員会の課題点	38
第 8	提言	60

第1 はじめに

1 事案の概要

大阪市立小学校（以下「当該校」という。）4年生（令和3年度当時）在籍の男子児童（以下「当該児童」という。）が令和3年8月、当該校外において、当該校に在籍する他の複数の児童らにより、その所持していた携帯電話を取り上げられて画面が破損したとされる事案（以下「第1事案」という。）の発生について、当該児童の保護者（以下「当該児童保護者」という。）から当該校に申告があった。また、第1事案発生から半月程度が経過した後には、当該児童が当該校外において、複数の児童（第1事案の関係者とは異なる児童）により追いかけられた等とされる事案（以下「第2事案」という。）が発生した。そして、当該児童保護者が、当該校による一連の対応に不服がある等として、当該児童が不登校になったという事案（以下「本事案」という。）が発生した¹。

当該児童の欠席が続いたことから、本事案がいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第28条第1項の重大事態（以下「重大事態」という。）に該当するとして、児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）による初動調査（以下「初動調査」という。）が開始された。

初動調査の結果を受けて、令和4年4月21日、当該児童保護者から、第三者委員会による詳細調査の実施を希望する意思が示された。同年7月1

¹ なお、当該児童に対し、日時や場所、関係児童が異なる複数のいじめ行為が疑われる事案が不登校期間中においても発生した旨、当該児童保護者から当該校や第三者委員会に対して申出があった。各事案の事実認定については、後述のとおりである。

日、大阪市教育局（以下「教育委員会」という。）から第三者委員会に対し、本事案に関する調査審議について諮問があり、第三者委員会に「令和4年大市教委第1178号に関する部会」（以下「当部会」という。）が設置された。

本事案発生から当部会設置までの主な経過の概要は次のとおりである。

令和3年8月15日	第1事案発生
9月5日	第2事案発生
11月28日	本事案について当該児童保護者から大阪市へ情報提供があり、教育委員会事務局が本事案を把握するに至った。
12月23日	教育委員会事務局から第三者委員会に対し本事案の概要の報告
12月28日	第三者委員会が担当委員を決定し、初動調査開始
令和4年1月18日	教育委員会が本事案を重大事態として大阪市長（以下「市長」という。）へ報告
4月6日	第三者委員会が初動調査報告書を作成
4月21日	当該児童保護者が第三者委員会による詳細調査の実施を希望
7月1日	教育委員会から第三者委員会に対し本事案に関する調査審議について諮問 諮問事項は以下のとおり （1）本事案に係る事実関係の調査

(2) 本事案に係る学校及び教育委員会の対応の
検証及び分析

(3) 調査結果に基づく是正及び再発防止のため
に必要な措置の検討

同日、第三者委員会委員長により、当部会の設置
並びに部会委員及び部会長の指名

7月21日 当部会第1回会議の開催

2 部会の構成

当部会の構成は以下のとおりである。

令和4年大市教委第1178号に関する部会		
部会長	清水 周	弁護士
部会長代理	澤村 律子	臨床心理士
委 員	早川 僚太	弁護士

また、令和4年7月1日、部会委員に加えて、本事案に関する調査を行うため、教育委員会より以下の専門委員2名が委嘱された。

専門委員	川島 裕美	臨床心理士
専門委員	葉山 貴美子	大学教員(教育学専門)

3 部会会議の開催状況

上記令和4年7月21日の第1回会議の後、以下の会議を開催した。また、当該児童ないしは当該児童保護者、当該児童及び当該児童保護者代理人弁護士（以下「代理人弁護士」という。）とは、各会議前などに随時、調査に関する進捗の報告や説明のために面談を行ってきた。

第2回	令和4年8月22日
第3回	9月9日
第4回	9月30日
第5回	10月14日
第6回	10月28日
第7回	11月11日
第8回	12月2日
第9回	12月26日
第10回	令和5年1月27日
第11回	2月10日
第12回	3月20日
第13回	5月19日
第14回	6月9日
第15回	7月14日
第16回	7月31日
第17回	9月15日
第18回	10月6日
第19回	10月27日
第20回	11月10日

4 部会による調査の実施

(1) 資料提供

教育委員会及び当該校保管の関係資料並びに当該児童及び当該児童保

護者保管の関係資料の提供を受け、検討した。

(2) 当該児童・当該児童保護者聴き取り

令和4年9月9日：当該児童・当該児童保護者・代理人弁護士

令和5年3月6日：当該児童保護者・代理人弁護士

4月21日：当該児童保護者・代理人弁護士

(3) 聴き取り調査

当該児童が当該校に在籍していた当時の当該校の教職員（当該児童に関係すると考えられる教職員）、教育委員会事務局指導部担当者、スクールカウンセラーらについて、下記日程で、当部会委員・専門委員が分担し、下記人数に対して聴き取りを行った。

令和4年12月23日：4名

12月26日：5名

令和5年1月6日：1名

1月10日：3名

1月11日：2名

2月7日：1名

5月19日：2名

6月9日：1名

6月30日：1名

(4) 聴き取り調査（関係児童・関係児童の保護者）

関係児童及び関係児童の保護者らから事実関係等の聴き取りを行った。

令和4年11月8日：第1事案を目撃していた当該校在籍児童保護者

11月18日：関係児童及びその保護者

11月28日：関係児童の保護者

5 本報告書に関する注意点

第三者委員会による本調査と報告の目的は、あくまでも諮問事項に答えることにあり、関係児童やその保護者、当時の当該校在籍教職員個人や当該校、教育委員会及び大阪市への法的責任の所在を明らかにすることではない。本報告書についても、訴訟等の法的手続における主張立証に資することを目的として作成されているものではないことを明言しておく。

第2 当該校の概要

当該校によると、本事案が発生した令和3年度当時、当該校の全児童数は734名、教員数は44名であった。

第3 当該児童について

1 当該児童の家族構成と発達的特性

当該児童の家族構成は当該児童と当該児童保護者の2人家族で、当該児童は幼児期に言語発達等の遅れがあり、5歳時に医療機関で自閉症スペクトラム障害と診断を受けている。当該児童は、現在は軽度知的障害、注意欠陥多動障害、自閉症スペクトラム障害の診断を受け、療育手帳（B2）、精神障害者保健福祉手帳（1級）が交付されている。

2 当該校での様子

当該校の校長がICT教育と特別支援教育に詳しいとの情報をもとに、当該児童保護者は当該児童を当該校に入学させるために他市町村から転居してきた。

当該児童は、入学後、1年時から特別支援学級に在籍し、放課後は放課後等デイサービス（以下「デイサービス」という。）を受けるための事業所に通っていた。当該校によると、一人で自宅から通学することが難しいことがあり、通学途中にある高架下が怖い、一人で通りたいくないとして、遅刻数も多かった。多動や集中力の乏しさが見られ、通常学級で他児と一緒に座席に座っていることが難しいことがあり、教室外に出ることもあったため、特別支援学級の教員が常に入り込みで付き添っていた。電車や標識、タブレット端末など興味があるもの好きなことには集中することができるが、集中しすぎてしまう過集中が見られた。勉強など当該児童が嫌なことや、思い通りにならないことがあると大声を出したり、「死ね死ね」と言ったり、時に叩いたり手がでることもあった。言葉の遅れがあり、理解力

やコミュニケーション力が乏しく、自分の言いたいこと、気持ちを上手く伝えることが苦手であった。

3 欠席状況

当該児童の小学校4年時（本事案が発生した令和3年度）の欠席状況は以下のとおりであった。

1 学期 ： 欠席16日、遅刻早退35日

2 学期 ： 欠席76日、遅刻早退6日

第4 当該校の学校いじめ防止基本方針といじめ対策組織について

1 いじめ対策委員会の設置と活動内容について

当該校では、令和2年4月作成の学校いじめ防止基本方針²（以下「令和2年度学校基本方針」という。）において、いじめ問題に取り組むための校内組織として、いじめ防止委員会を設置することを規定している。

同委員会の構成メンバーとしては、校長・教頭・教務主任・人権教育部長・生活指導部長・学年主任・養護教諭、事案に応じて担任・関係教職員等を加えるとされている。スクールカウンセラーは構成員とされていない。

他方、令和4年4月作成の当該校いじめ防止等のための基本方針（以下「令和4年度学校基本方針」という。）で規定される同委員会の構成員は、校長、教頭、生活指導担当、該当児童在籍学級担任、該当学年、特別支援担当、同コーディネーター、各学年生活指導部、養護教諭、人権担当、スクールカウンセラー、外部機関へと修正された。

令和2年度学校基本方針において規定される活動内容は、基本方針にのっとり年間計画を作成・実行・検証・修正を行うこと、学期に1回開催し実態を確認する、いじめの疑いに係る情報があった場合には、緊急委員会を開催し、迅速な対応を行うとされている。年間計画として、児童生徒対象いじめアンケート調査を年3回、学級担任による児童生徒からの聴き取りを随時、人権教育研修会を年2回、児童実態連絡会を毎月1回行うとされている。

令和4年度学校基本方針においても、未然防止及び早期発見のための指

² 令和3年度は改訂されていない。令和4年4月に令和2年度作成の基本方針が改訂されている。

導計画を定め、日常の指導体制、いじめ発生時の組織的対応等についても詳細に規定が置かれた。

2 重大事態への対処について

また、令和2年度学校基本方針において、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのある場合、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行うとされている。

令和4年度学校基本方針においても、重大事態と判断した場合又は重大事態が疑われる場合は、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ問題対策委員会で調査し、事態の解決にあたるとされている。

さらに、不登校児童に関して、平成30年10月17日付け教育委員会事務局指導部より事務連絡「不登校児童の連絡票について」として、各小学校長宛に通知文が発出されている。内容は、不登校児童の欠席理由に「いじめの疑いがある場合」において、「不登校についての報告のあり方について（いじめ重大事態）」に基づいて対応するようお願いします等と記載されている。そして、「不登校についての報告のあり方について（いじめ重大事態）」の中で、「1 連続して欠席した児童生徒への対応について」として、各学校は、家庭訪問を行い、安否確認、欠席理由の把握、欠席理由としていじめの疑いがあると判明したら、すぐに校内いじめ対策組織で個別の支援計画の策定や計画的対応をすること、欠席が連続で10日に達していれば電話での一報を教育委員会事務局指導部担当指導主事（以下「担当指導主事」という。）へ行い、相談すること、いじめの疑いがあり欠席が連続で15日に達した場

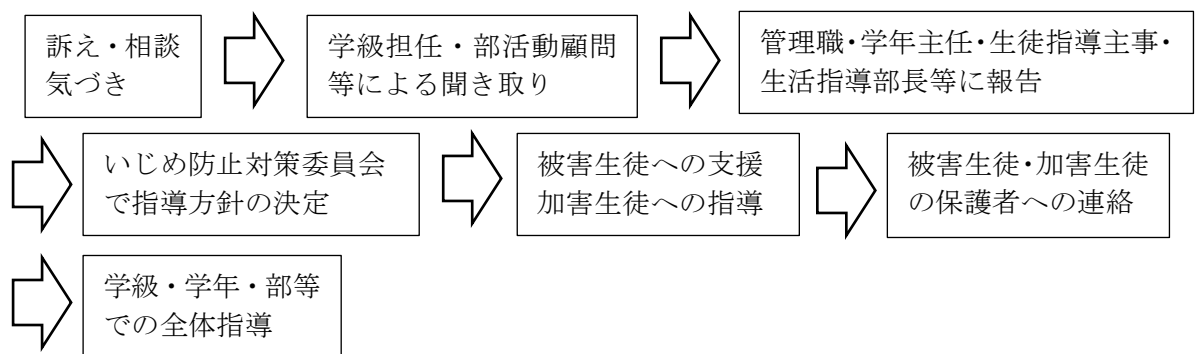
合は、「不登校児童生徒連絡票」により指導部区（ブロック）担当指導主事へ報告し、連携して対応を行うこと、「いじめ」の疑いが無い場合でも、連続して欠席が続く場合、その背景に「いじめ」がある可能性を意識して対応すること等とされている。

当該児童は、令和3年9月6日以降欠席し、それ以降令和4年3月23日の修了式までの間、連続して欠席をしているものの（途中、10月20日に登校しているが）、「不登校児童生徒連絡票」が作成され、教育委員会事務局に提出された記録はなかった。

3 いじめ発見の流れ

令和2年度学校基本方針では、いじめ発見の流れとしては次の図のとおりとされている。

※いじめ発見の流れ



令和4年度学校基本方針では、いじめ早期発見チェックリストが作成され、集団（クラス全体）の様子、いじめているのではと感じる児童、いじめられているのではと感じる児童のそれぞれの様子について、チェックリストにより把握することを求めている。この他、教職員いじめ対応チェックリストが作成され、未然防止強化チェック、早期対応準備チェックとし

て、教職員自身の行動編、情報共有編、児童・保護者対応編としてそれぞれの項目にチェックを行うこととされている。

4 いじめ対策委員会の運営実態について

令和2年度学校基本方針において、令和2、3年度当時におけるいじめ防止委員会設置に関する規定があり、計画に沿った活動が求められていたものの、実態としては、生活指導部会がいじめ防止委員会やスクリーニング会議³の役割も兼ねていたというのが、当該校からの説明であった。ただ、生活指導部会、いじめ防止委員会、スクリーニング会議がそれぞれ明確に区別されて各組織の役割が果たされていたかは、明らかではない。

5 いじめ認知件数と教育委員会への報告に関して

当該校は、毎年、教育委員会に対して、その認知したいじめ件数を報告している。当部会に報告された、教育委員会に対する近年の報告件数と解消件数は、以下のとおりである。

	報告件数	解消件数	解消に向けて取組中
平成30年度	442件	442件	0件
令和元年度	155件	143件	12件
令和2年度	121件	121件	0件
令和3年度	89件	89件	0件

(令和3年度は3学期分を除く。)

別途、当該校は、当部会に対して、下記のとおり、認知件数と解決済み

³ 大阪市こどもサポートネット事業（学校において、学校生活や家庭生活・家庭環境、経済的困窮等の課題を抱えた子ども及び子育て世帯を発見し、区役所と連携して保健福祉の支援制度や地域資源の適切な支援につなぎ、社会全体で総合的に支援することを目的とした事業）において、学校は、要支援児童等に関する情報共有等を目的としてスクリーニング会議を開催することとされている。

件数を報告した。

	認知件数	解決済み件数
平成30年度	1,553件	不明
令和元年度	1,015件	全て
令和2年度	819件	全て
令和3年度	551件	全て（令和3年度は3学期分を除く）

当該校は、この認知件数と解決済み件数について、いじめアンケートの「いやなことをされた（いじめられた）ことがある」「いやなことをされているの（いじめ）をみたことがある」「いやなことをした（いじめた）ことがある」のチェック数を数えているので事案の件数としては重複している可能性がある」と回答する。

なお、文部科学省が毎年行っている「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」では、「いじめの認知件数等の適切な把握について」という案内の中で、「いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成及び新年度に向けた取組について」（平成28年3月18日付け初児生第42号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）を確認するとともに、いじめの積極的な認知に当たって、下記の点に留意し回答すること、とする。

- いじめを受けたことが認知された児童生徒の人数を計上するものであり、いじめを受けた回数ではないことに留意する
- 当該いじめが解消したと判断された場合も、認知件数として計上する
- 定期的なアンケート調査等の実施により把握したものだけでなく、日常

の学校生活の中で把握したもの全てを認知件数として計上する

- アンケートで何らかの訴えがあった場合、いじめの全貌を把握することは難しいという認識の下、直接「いじめ」という表現が用いられていなくても、児童生徒が「嫌な思い」「苦痛」を感じている場合は、いじめとして認知する必要がある。

第5 事実認定について

1 本件各事案に関する事実認定

(1) はじめに

本件各事案に関する事実認定の結果について述べる前に、事実認定にあたって当部会が注意を払った点について触れる。

当部会のこれまで行ってきた調査は、主に、被害を訴える当該児童、当該児童保護者、当該校ないし教育委員会、区役所から提出された資料の閲覧や関係教職員からの聴取である。本件各事案については、その詳細な経緯を把握するために、関係児童とされる者からの聴取も必要があると判断し、当部会が把握した複数の関係児童らに対して聴取の協力要請を行った。なお、その聴取にあたっては、関係児童らの本事案に対する考えや気持ちも尊重し、自分自身の意見を自由に語ってもらう意図があった。

これに対して、複数の関係児童らの中で聴取の協力要請に応じた者は、1名（保護者同伴）のみであった。他の児童については、当初は調査に協力するという回答を行っていた児童や保護者もいたが、結果として聴取の協力要請には応じてもらえなかった。

当部会としては、聴取協力は、強制することが出来る性質のものではなく、あくまでも任意のものであることから、これらの関係児童らからの聴取は断念した。もっとも、これらの関係児童らからの聴取が出来なかったとしても、その他の調査内容から報告に必要な事実認定はできるものと判断して、慎重な検討の下、本件各事案について、次のとおり、

認定を行った。

(2) 第1事案の経緯

令和3年8月15日、公園のブランコ周辺にいたA、B、C及びD（いずれも当該校在籍児童。以下、Eも含めた5名をまとめて「Aら」という。）のところを、当該児童が訪れた。当該児童は、「ブランコ代われ」等とA、B、C及びDに対して述べた。これに対してBが「嫌や」と断ったところ、当該児童は、A、B、C及びDに対して「金出せ」「死ね」等と述べた。これを受けて、Cが「5,000円でも10,000円でもやるよ」と述べたところ、当該児童がCを殴ろうとしたため、Bが当該児童を止めようとした。これに対して、当該児童がBを殴った。その後、A、B及びDが、当該児童を追いかけたところ、当該児童は逃げて、滑り台の下にしゃがみ込んだ。

当該児童は、泣きながら自宅に帰り、携帯電話を取り、また公園に戻った。当該児童が自宅に帰っている間、AがE（当該校在籍の高学年児童）を呼びに行った（この時、Dはこの場から立ち去っていた）。

A、B、C及びEがブランコ周辺にいたところ、当該児童がやってきて、携帯電話のカメラでA、B、C及びEを撮影し始めた。B及びEが撮影した画像のデータを削除することを求めて当該児童を追いかけ、Eが当該児童の腕をつかんで捕まえた。そして、Eは、当該児童が手に持っていた携帯電話を取り上げ、撮影した画像のデータを削除し、携帯電話を当該児童に返却した。当該児童は、公園から自宅に向かって逃走し、横断歩道を渡った辺りで、公園から出てきたEに向かって「かかってこ

い」等と述べ、携帯電話のカメラでEを撮影した。

当該児童保護者によると、当該児童が携帯電話を持ち帰ってきた際、携帯電話の画面が割れていたとのことであった。

(3) 第2事案の経緯

ア 第2事案発生の契機、並びに、当該児童、F（他校在籍児童）、G（当該校在籍児童）が駐車場に移動するまでの経緯については、下記のとおり、当該児童及び当該児童保護者とF及びG（以下「Fら」という。）との間に認識の齟齬があるところ、当部会として、いずれかの言い分を認定することは困難であると判断した。

すなわち、当該児童及び当該児童保護者によると、令和3年9月5日、公園前において、当該児童がぬいぐるみを服の中に入れて歩いていたところ、Fらが当該児童に対して、「おっぱいみたい」「きしょ」等と述べた。これに対して当該児童が、Fらに対して何か述べた（内容不明）ことを受け、Fらが当該児童を追いかけた。当該児童は、周辺を走って逃げ、Fらは、当該児童を自転車で追いかけた。

これに対し、Fらによると、Fらが公園に向かう途中、信号待ちをしていると、当該児童が、Fらを突然殴った。その後、当該児童が走ってその場から立ち去ったため、Fらは、当該児童を自転車で追いかけた。

上記いずれかの経緯により、当該児童、Fらは、近隣の駐車場に移動したと考えられる。

イ 駐車場に移動した後の経緯については、以下のとおり、認定する。

当該児童が近隣の駐車場に着くと、追いかけてきたFらが当該児童を挟み込んだ。そして、Fは、当該児童が持っていたぬいぐるみを取り上げ、駐車場内に進入し、同敷地内にある階段（高さ2メートル程度）を上り、階段上の通路において、当該児童に対し、「謝らないと、人形を落とす」等と告げた。当該児童は、「返せ、返せ」等と叫んでいたところ、Fが階段上の通路からぬいぐるみを地面に落とした。また、時系列は不明であるが、Gが当該児童の襟元をつかみ、当該児童に対して謝罪を要求したが、当該児童は、謝らなかった。これにより、当該児童は、首に擦過傷を負った。

（４）令和４年２月19日の事案（以下「第３事案」という。）の経緯

当該児童が利用するデイサービスの帰りに、デイサービスのドライバーが、当該児童保護者が帰宅していない時間帯に当該児童を自宅に送り、当該児童を直接当該児童保護者に引き渡すことをせず、自宅前に降ろしたということがあった。当該児童は、自宅に帰宅するが誰もいなかったため、パニックとなり、公園に向かった。当該児童及び当該児童保護者によると、当該児童が公園に向かう途中、自宅付近にある弁当屋前を通ったとき、そこにたむろしていたAらの一部と思われる者を含む５、６人の児童らに絡まれ、パニック状態になった。その際、同５、６人の児童らから、「あいつ（当該児童を指す）おるわ」などと言われ、また、その内の一人からは「〇〇（当該児童の名前）」と呼ばれた、とのことであった。

この点について、当該児童の自宅付近にある弁当屋前に当該児童がい

たこと、同弁当屋前にその時間帯に当該児童にとっては氏名不詳の児童ら⁴がいたこと、当該児童が同氏名不詳の児童らを携帯電話のカメラで撮影したこと、撮影された児童らが当該児童の方を向いている様子であること、撮影された児童らの中にAらの一部がいたこと、そして、当該児童と同氏名不詳の児童らとの間で何らかのやり取りが行われたであろうことが認められる。しかし、具体的なやり取りの中身までは、資料上も不明であり、認定することは出来ない。

ただし、これまでの当該児童の行動面からみると、当該児童が何らかのトラブル等があれば携帯電話のカメラで撮影するよう当該児童保護者から言われており、そのように行動していたことが過去にもあることからすると、当該児童は、同氏名不詳の児童らに対して、何らかの嫌悪感情を有するに至ったことが推認できる。そのため、当該児童は、当時、周囲にいた同氏名不詳の児童らの行動に対して、苦痛を感じていたことは認められる。

(5) 令和4年3月21日の事案（以下「第4事案」という。）の経緯

当該児童及び当該児童保護者は、当該児童が当該児童保護者と一緒にいる際、自宅近くのコンビニエンスストア付近において、Aらと遭遇したと主張するが、資料一切からは、当該児童及び当該児童保護者が主張する事実を認めることは出来ない。

(6) 令和4年3月25日の事案（以下「第5事案」という。）の経緯

当該児童及び当該児童保護者は、当該児童が公園前の横断歩道上にお

⁴ 当該校に在籍する児童複数名。正確な名前、人数までは調査を経ても、誰かを特定することはできない。

いて、児童ら複数名から追いかけられた、その内1名はおもちゃの銃のようなものを当該児童に突き付けていた、当該児童は、横断歩道上を走って逃げたと主張する。

この点、当該児童が横断歩道前において複数名の児童らと何らかのやり取りを行った後、当該児童が横断歩道を走って駆けていき、それを複数名の児童らが追いかけていることは認められる。ただし、おもちゃの銃のようなものを当該児童に突き付けていたとまでは認められなかった。なお、当該児童は、この児童らから名前を呼ばれたと主張している。

2 事案発生後における学校対応について

(1) 令和3年8月15日、当該児童保護者から当該校に対し、メールにて、先ほど、当該児童が公園で当該校在籍の児童を含む5人くらいとトラブルになったこと、その際、持っていた携帯電話を取り上げられ、携帯電話が破損したこと、写真が撮れたので添付すること、当該児童がかなり怖がっているので何かしらの対応をしてもらいたいことの申告があった。

また、上記メールの数分後、新たに当該児童保護者から当該校に対し、メールにて、大きく破損はしていないが画面は割れてしまっていること、割れていることより自分に対して良い感情を持っていない者に触れられた、壊されたというショックで端末が使えないこと、相手も割れたことを認識しているようで「金やるよ。5,000円でも10,000円でも」と言われたこと、以前も同じ公園でトラブルになったことがあること等の申告があった。

(2) 同月16日、当該児童保護者から当該校に対し、メールにて、第1事案

について警察に被害届を出す旨の連絡があった。また、本日も同じ児童とトラブルになって同児童の親が自宅まで来たとの申告があった。

また、上記メールの数時間後、当該児童保護者から当該校に対し、同じくメールで、警察署に相談したこと等が報告された。

(3) 同月17日、管轄の警察署から当該校に連絡が入り、教頭が対応し、担任へも情報共有が行われた。

(4) 同月18日、担任が当該児童保護者へ連絡を行った。担任は「休み中の学校外のことで、警察にも連絡されているので警察対応をお願いします。学校では事実確認をするが、犯人捜しではなく「聞き取り」と「これからの対応についての指導」をする。また、携帯の破損原因など内容がしっかり把握できた場合は当該児童保護者に連絡するが、時間がたっているので解決できるかわからない」旨、伝えた。同日夕方、当該校に在籍する児童の保護者が当時の状況を目撃しており、その状況について下記のとおり教頭に伝えた。

① Eと他の学年の子どもたちがブランコで遊んでいると、当該児童が一人でブランコ付近にやってきて、「どけ。殺すぞ」などといって、Aを追い払った。

② Aらは納得しない様子だったが、相手にしないで違うところで遊ぶよう伝えたところ、場所を変えようとしているAに向かって、当該児童は、しつこく暴言を吐いていた。

③ 暴言がしつこいので、Eは止めるよう当該児童に近づき伝えた。

この他、第1事案以前、当該児童が公園で一人で遊んでおり、公園で遊

んでいる他の親子連れに対しても「死ね。どっか行け」などと暴言を吐き、公園から親子連れを追い出したことを数回目撃したことがあるとのことであった。

(5) 同月19日、担任が午前と午後に公園を巡視、A及びBから話を聞いた。

聴き取り内容から、携帯電話の破損については確認ができなかった。

当該児童保護者から担任に対して、メールで、学校が始まってから事案に関係すると思われる児童の中から中心的な児童に話を聞くとのことであったので、聴き取れたら連絡をもらいたい、携帯電話の端末を取り上げられ、操作されて中身を消されたりした等と申告があった。

(6) 同月20日、担任が当該児童保護者にメールでAらから話を聞く等と伝える。

(7) 同月25日、始業式が行われた。当該校は、Eに聴き取りを行った。Eからの聴き取り内容は次のとおりであった。

E：当該児童から死ねなどの暴言を言われ続け、中学年の子に手を出しそうだったので、かばうために我慢の限界となって肩をつかんでしまった。そのあと、横断歩道の向こう側に行った当該児童がオラオラと言っておちよくってきて写真を撮られた。携帯のこと（破損）は知らない。

(8) 同月26日、当該校は、A、B、C及びDに聴き取りを行った。A、Bからの聴き取り内容は次のとおりであった。

A・B：いきなり写真を撮られたので、写真を消してと頼んだが無視されたので携帯を取って写真を消して、直接返した。

当該校の生徒指導部会において第1事案について報告が行われた。

- (9) 同月30日、担任から当該児童保護者に対し、Aらへの聴き取り結果の連絡があった。その際のやり取りの概要は次のとおりであった。

担任：Aらが携帯を破損したと学校としては断定できない。Aらの保護者には連絡していない。夏休みの事で、お互い勘違いがあるかもしれないので、学校として断定できないので関係児童の名前を教えることができない。トラブルが続いているので、公園に行く際には、付き添ってあげてほしい。

当該児童保護者：30、40歳まで付き添えばいいんですね。

その後、当該児童保護者は、担任の見解は納得できないとして、4年生は学校に行かせない等と当該校に連絡を行った。

- (10) 同年9月3日、当該児童の最終登校日となった。

- (11) 同月5日、第2事案が発生した。

- (12) 同月6日、管轄の警察署から当該校に連絡があった。第2事案に関する情報提供であった。当該児童によると、「「チビチビ」と5年生に言われていじめられたため交番に来た。お腹に隠していたぬいぐるみを取られそうになったので逃げた。その後、当該児童の所持していたぬいぐるみを取られた。服を引っ張られた。首をつかまれた」とのことであった。

この件について、当該児童及び当該児童保護者が警察署へ話した内容は、次のとおりであった。当該児童が公園に行くと、当該児童の服の中にキノコのぬいぐるみを入れて、胸が膨らんだ様子を見たFらが、「おっぱいや」とからかった。当該児童が帰ろうとしたら、Fらがついてきて、

どこかのタイミングで、Fらにぬいぐるみを取られた。当該児童がぬいぐるみを取り返そうと追いかけたところ、近隣の駐車場にたどり着き、Fらはぬいぐるみにライターを突きつけ、「燃やすぞ。返してほしければ土下座しろ」と当該児童の首を押さえつけて土下座を強要した。近所の住民が現れ、「やめなさい」と注意した。その後泣きながら当該児童が帰宅した。Fらが当該児童の自宅前までついてきた。当該児童の首には爪痕があった。その後、パトカーの中からFらを確認したことがあった。

他方で、Gに対して警察が聴取を行った。それによると、いきなり当該児童に殴られたので、当該児童がうずくまっているところを自転車で小突いたとのことであった。

その他、Gへ当該校が聴き取りを行った。これによると、Fと公園で火遊びするためにライターを購入した。コンビニエンスストアから公園に向かう途中の信号待ちの際、当該児童と出会った。Gがいきなり当該児童に頬を叩かれた。当該児童が逃げたため、Fらが追いかけた。工場のような建物がたくさんあるところで当該児童に追いつき、襟元をつかみ、謝罪を要求したが、謝らなかった。Fは、当該児童が持っていた人形を取り上げて、「謝ってくれたら返す。」と言い、もめている最中、Fが人形を落とした。それを当該児童が拾い、いらいらした様子で、自分で人形の服をちぎり始めた。そこに知らない近隣住民が仲を取り持って

くれ、当該児童がGに謝罪をした。⁵

当該校は、Gの保護者に対して、この経緯について説明を行っている。
そして、Gの保護者は、当該児童や当該児童保護者と協議を行う準備をしていたが、当該校からはその後、Gの保護者に対して連絡することはなかった。

(13) 同年10月6日まで、当該校から当該児童保護者への連絡はなかった。

同日、当該児童保護者から当該校に、当該児童の荷物の引取りに関する連絡があった。

同日夕方、当該児童保護者が当該校に来校した。その際、当該児童保護者は、当該校に対して、第1事案に関する保護者同士の話し合いを求めた。これに対して、当該校は、児童同士の話し合いを提案したが、当該児童保護者は、当該児童が言いくるめられるからとして、これを拒否した。

(14) 同月12日、教育委員会事務局指導部インクルーシブ教育推進担当指導主事から校長に連絡があった。当該児童保護者から、ぬいぐるみを立体駐車場の上から落とされた、燃やされた、土下座をさせられた等の申立てがあった旨の報告であった。校長はその際、ぬいぐるみを立体駐車場から落とされた、土下座させられた等については初めて聞いた等と返答をした。

⁵ その後、Fらの言い分によると、当該児童は、Fらを自宅に呼び、自宅に到着した後、Fらは玄関外で待機し、当該児童は自宅内に入った。当該児童は、当該児童保護者に対して「追いかけられた」「謝れといわれた」といった話をしていった。当時、玄関ドアは開いており、当該児童の話が玄関外まで聞こえたため、Fらはばつが悪くなりその場から立ち去ったとのことであった。他方、当該児童保護者は、当時、Fらが当該児童と一緒に自宅付近まで来ていたことは認識しておらず、玄関ドアは閉まっていたことから、Fらが述べるような当該児童が当該児童保護者に話している声が外に聞こえるようなことはなかったとしている。

(15) 同月14日、特別支援学級担任（以下「支援学級担任」という。）から当該児童保護者にメールで連絡がある。学習を少しずつでも一緒に進めていきたい、学習予定として4年生の漢字ドリル、算数は二桁の足し算ができるよう繰り返し学習していけたらと考えているほか、理科の実験、運動会の練習がある等と伝えて、一緒に学習ができるよう準備して待っている旨、伝えられた。

(16) 同月19日、支援学級担任が当該児童保護者に運動会や学習のことを伝えようとするが、当該児童保護者は、いじめの件が解決していないのに登校させられないと回答した。

その上で、当該校が提案した児童同士の話し合いの設定について、児童同士が一对一で行うなら、当該児童保護者としては応じるということになった。

(17) 同月20日、当該校が、当該児童とAらとの一对一の話し合いの場を設定し、実施した。第1事案の状況について、児童らの実演による確認を行った。

(18) 同月22日、当該児童保護者が教頭に対し、第2事案の相手の親との面会を要望した。これに対して、教頭は、言い分が違うので、学校では処理ができない、警察に相談してはどうか等と回答した。

(19) 同月25日、当該児童保護者が支援学級担任に対し、電話で、第2事案についての説明を求めた。支援学級担任から当該児童保護者に対し、事実関係を当該児童に聴取したが、新たな事実が出てこない、これ以上でできることが難しいと伝えたところ、当該児童保護者からは、制服を捨て

た、学校には行かない等と回答があった。当該児童保護者は、学校に置いてあるもの全て捨てておいてくれと言い、電話を切った。

その後、教頭から当該児童保護者に電話をした際、当該児童保護者から、親同士で会って話をしたいという要望もあったが、教頭からは、両者の話が食い違う点が多く、話し合いの場を設けることはできないと伝えた。

(20) 同年11月5日、支援学級担任から当該児童保護者と本人宛に当該児童の登校を促すメールが送られた。

(21) 同月15日、支援学級担任から当該児童保護者に当該児童の登校を促すメールが送られた。

(22) 同月18日、支援学級担任から当該児童保護者に当該児童の登校を促すメールが送られた。

(23) 同月22日、こども相談センターから当該校に連絡があり、当該児童保護者から同センターに対し、学校との仲介を同センターに担ってもらいたい旨の要望があったことが伝えられた。

(24) 同月28日、当該児童保護者からの情報提供により大阪市が本事案を把握するに至った。内容としては、当該児童がいじめを受けており、全く通学が出来ていないこと、解決できていないこと、当該校との交渉が上手くいかないうこと等の内容であった。

(25) 同月30日、支援学級担任から当該児童保護者に当該児童の登校を促すメールが送られた。

(26) 同年12月3日、支援学級担任から当該児童保護者に当該児童の登校を

促すメールが送られた。

(27) 同月10日、当該児童保護者から支援学級担任に電話がある。保護者同士の話し合いが成立しないうちは学校に行かないとのことであった。

(28) 同月15日、区役所子育て支援担当の担当係長と当該児童保護者が電話で話をした。当該児童保護者は、当該児童が学校に行けていないことが困っている、当該児童が学校に行けたらいいと考えている、当該校が登校を促すようなことはないので、当該児童は学校に来なくていいと当該校が思っているのではないかと話した。

(29) 同月17日、当該校は、当該児童保護者に対して、第1事案及び第2事案について、第三者委員会による調査が実施されること、調査結果に委ねること等を伝えた。

(30) 同月20日、校長は、冬休みに向けてAらの2学期の放課後の様子について、各担任から聴き取った。各担任からは、Aらは、当該児童と接触しないように心がけていること、Aらの保護者の中には子どもにその旨指導している者がいること、第1事案以降接点はないことについて、報告がなされた。校長は、各担任に対し、冬休みも当該児童と接点を持たないようAらに指導するよう指示した。

(31) 同月23日、支援学級担任から当該児童保護者に当該児童の登校を促すメールが送られた。

(32) 令和4年1月11日、支援学級担任から当該児童保護者にメールが送られた。自宅で取り組むことが出来る学習プリントを学校で準備し、自宅に届けることができたかと考えているとのことであった。

- (33) 同年2月19日、第3事案発生。1（4）のとおり。
- (34) 同年3月21日、第4事案発生。1（5）のとおり。
- (35) 同月25日、第5事案発生。1（6）のとおり。
- (36) 同年4月21日、第三者委員会から当該児童保護者に対し、初動調査の結果報告を行った。
- (37) 同年5月21日、当該児童は、特別支援学校に転籍し、初登校となった。

第6 いじめ該当性について

1 いじめの定義について

本報告書で「いじめ」とは、法第2条において定義されるものをいう。

具体的には、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

そして、個々の行為がいじめに該当するか否かの判断は、表面的、形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。その際、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定的に解釈されることのないよう努める必要がある（大阪市いじめ対策基本方針（以下「市基本方針」という。）1（1）【留意点】①）。

また、「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す（市基本方針1（1）【留意点】②）。

この他、「物理的な影響」について、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要とされている（市基本方針1（1）【留意点】③）。

2 本件各事案について

（1）第1事案

まず、Aらは、当該児童と同じ当該校に在籍していることから、当該児童と「一定の人的関係にある」と認められる。これを前提に、Aらによる各行為のいじめ該当性を以下順に示す。

ア A、B及びDが当該児童を追いかけた行為により、当該児童は逃げて、滑り台の下にしゃがみ込んでいること、その後、当該児童が泣きながら自宅に戻ってきたことからすると、当該行為は当該児童に対して物理的な影響を与える行為であって、これにより当該児童において心理的な苦痛を感じていたことが認められるため、いじめに該当する。

イ B及びEが、当該児童が所持する携帯電話内の画像データを削除することを求め、当該児童を追いかけて、その腕を捕まえた行為については、当該児童に対して物理的な影響を与える行為であって、追いかけて、腕を捕まえる行為は、通常、心身に苦痛を与えるものであることから、いじめに該当する。

ウ 当該児童が所持していた携帯電話を取り上げ、画像データを削除した行為

Eが当該児童の所持する携帯電話から、画像データを削除した後、当該児童は、携帯電話を持って横断歩道を渡った段階で、Eに向かって「かかってこい」等と言い、写真撮影をしている。このような当該児童の様子から当時の当該児童の心理的苦痛の有無を検討すると、確かに、データ削除に対する当該児童の行動について、怒りの感情が発露されていることから、表面的には、当該児童は心理的な苦痛を感じていなかったように見えないでもない。しかし、法第2条でいう心理

的な苦痛というのは、泣いていたり、悲しんでいる様子であったという反応に限られない。子どもの中には、苦痛を感じてもそのまま正直に自身の気持ちを外部に訴えられないケースは当然ある。「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要（「いじめの防止等のための基本的な方針」平成25年10月11日文部科学大臣決定（最終改定平成29年3月14日））であることから、本件のように、表面的には怒りの感情による発言をしていることをもって、いじめではないと判断すべきではない。

本件では、Eが当該児童の意思に反して携帯電話を取り上げ、画像データを削除している。この行為は、当該児童に対して心理的又は物理的な影響を与える行為である。そして、当該児童にとっては、携帯電話を取り上げられ、自身の意に反して画像データを削除されていることで心理的な苦痛を感じていたとしてもおかしくはない。そのような苦痛を感じていたからこそ、「かかってこい」等といった言動に至ったものと考えられる。

したがって、当該児童が所持していた携帯電話を取り上げ、画像データを削除した行為についてもいじめに該当する。

付言するが、Eや友人らを当該児童が無断で撮影したことについては、Eらの肖像権を侵害するもので、いじめに該当し得る。この点に関する評価は、後述オのとおりである。

エ 当該児童が所持する携帯電話画面が割れていた点について

この点について、当該児童保護者より当該校に申告があったところ、

Aらの行為により、いずれの方法かにかかわらず、携帯電話の画面が割れたとまでは認定することはできないため、携帯電話の画面が割れた点について、いじめであるとは認められない。

オ その他

なお、当該児童が公園において、A、B、C及びDに対して、「金出せ」「死ね」等と述べた行為、Cを殴ろうとして、Bを殴った行為、当該児童が携帯電話でA、B、C及びEを無断で撮影した行為等については、いずれも、当該児童がAらに対して心理的又は物理的影響を与える行為であることから、Aらが当該児童の上記行為により心身に苦痛を感じていた場合、当該児童によるいじめに該当し得る。

(2) 第2事案

Gについては、当該校に在籍していることから、当該児童と「一定の人的関係にある」と認められる。Fについては、当該校とは別の小学校に在籍しているが、当該校在籍のGと友人関係にあること、本事案の発生場所が当該校の学区内ないし近接場所であることからすると、Fも当該児童との関係において、「一定の人的関係にある」と認める⁶。

また、第5の1（3）ア及びイ記載のうち、Fらが当該児童を自転車で追いかけた行為、当該児童が所持していたぬいぐるみをFが取り上げた行為、その後、Fが当該児童に対して、「謝らないと、人形を落とす」

⁶ 本部会内においても議論が別れた点であった。当該児童とFは、在籍校が異なり、第2事案発生前までに直接の面識があった事実は認められない。そのため、「一定の人的関係にある」とは認められないのではないかという意見があった。在籍校が異なる児童間のあらゆる事象についても全て「いじめ」と認めることになり、「いじめ」の概念が拡大し過ぎるのではないかというのがその理由である。ただし、本件においては、上記のとおり、当該児童とFとは一定の人的関係にあると認めることとした。坂田仰編著「補訂版 いじめ防止対策推進法 全条文と解説」（学事出版）8頁についても参照されたい。

等と告げた行為、Fが駐車場の階段上の通路からぬいぐるみを地面に落とした行為、Gが当該児童の襟もとをつかんで謝罪を要求した行為については、いずれも当該児童に対して心理的又は物理的な影響を与える行為であって、これにより当該児童が心理的又は身体的に苦痛を感じたと認められる。

よって、Fらの行為については、いずれも法にいういじめに該当する。

(3) 第3事案

まず、当該児童にとって氏名不詳の児童らの中には当該校に在籍するAらの一部がいたこと、当該児童は同氏名不詳の児童らから名前を呼ばれたことから、同氏名不詳の児童らは、当該児童と「一定の人的関係にある」と認められる。

第5の1(4)記載のとおり、当該児童は、同氏名不詳の児童らとの間で、何らかのやり取りを行ったとは認められるが、他方で、具体的に同氏名不詳の児童らが当該児童に対してどのような言動を行ったのかまでは不明である。そのため、具体的な言動もわからないため、やり取りの内容をもっていじめに該当する行為を認定することはできない。ただし、当該児童の立場にたって見たときに、同氏名不詳の児童らにより取り囲まれ、その反応として、当該児童が同氏名不詳の児童らに対して写真撮影を行ったという行動からすると、当該児童にとって相当程度の苦痛を感じていたことを推認することができる。そのため、当部会としては、当該児童の立場にたち、同氏名不詳の児童らの具体的な言動までは認定できないまでも、当該児童を取り囲むという心理的な影響を与える

行為により当該児童が心理的な苦痛を感じたことをもって、いじめに該当するものと判断する。

（４）第４事案

第４事案については、第５の１（５）記載のとおりであり、いじめ該当性は認められない。

（５）第５事案

第５の１（６）について、当該児童と当該児童を追いかけた複数名の児童らは、友人関係にはなく、当該児童と遊んでいたものとは評価できない。何らかの理由により複数人で当該児童を追いかけたと評価するのが適切である。

当該児童を追いかけた理由は、本調査においては不明である。しかし、仮に、その理由が、当該児童に非があるものであったとしても、追いかける行為は、当該児童に対して物理的な影響を与える行為であり、これにより当該児童は心身の苦痛を感じたのであるから、当該児童に対するいじめに該当する。

ところで、当該児童を追いかけた複数名の児童ら全員の氏名は不明であり、その全員が当該校に在籍している児童かどうか不明である。もっとも、当該児童が同複数名の児童らから名前を呼ばれたことから、一部は当該校に在籍していた児童であると推察される。仮に、他校に在籍していた児童が含まれていたとしても、当時地域において当該児童と何らかの人的関係にあったものと認められる。したがって、同複数名の児童らは、当該児童と「一定の人的関係」にある。

よって、同複数名の児童らが当該児童を追いかけた行為は、法にいういじめに該当する。

第7 当該校ないし教育委員会の課題点

1 当該校の対応と当該児童・当該児童保護者の心情等に関する分析

(1) はじめに

本事案について、第1事案発生後における当該校の対応については、当部会としては、いくつか問題があると考ええる。まずは、第1事案発生後の事実経過を整理しながら、当該児童及び当該児童保護者の心情等について分析し、当該校の対応について、その問題点を指摘する。

(2) 第1事案及び第2事案発生後における当該校の初動対応に関して

担任は、令和3年8月17日、管轄の警察署からの連絡を受け、同月15日に当該児童保護者から相談メールを受けていたことを把握した。翌日の同月18日には、初めて当該児童保護者と第1事案についてやりとりをしているが、担任は、「休み中の学校外のことで、警察にも連絡をされているので警察対応をお願いします。(中略)時間が経っているので、解決できるかは分かりません」と回答している。また、2学期開始直後の同月25日及び26日に、Aらに聴き取りを行い、事情確認をしたのち、同月30日に、当該児童保護者に結果連絡をしている。その際、「破損の断定はできない。トラブルが続いているので、公園に行く際には付き添って欲しい」と当該児童保護者に伝えている。当該児童保護者は、結果に納得がいかないとし、4年生の間は登校させられないと訴えた。

これは、当該児童や当該児童保護者に対して、トラブルの自力解決と自助努力を一方的に求めるものであり、児童の安全を預かる立場である当該校としては、当事者意識が希薄であったと言わざるを得ない。仮に、

警察による捜査が行われるとしても、それとは別に、後に述べるように、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの疑いがあることを前提とした調査や対応を行うことが基本であり、問題を放置してよいことにはならない。当該児童保護者が、最初にトラブルを報告した相手が、警察ではなく、担任であったのは、Aらが当該校に在籍する児童であると担任がわかっていたと考えたからであり、その児童らのことをよく知る教員であれば、当該児童を含む、双方の児童らに対し、トラブルを今後起こさないための、適切な指導をしてくれると、暗黙に期待したためだと思われる。そのため、「警察対応で」「解決できるかわからない」「公園に付き添って欲しい」とする担任の言葉に、当該児童保護者は強く落胆し、学校に問題解決を訴えても状況が改善されることはないので、当該児童を当該校に登校させることができないと思い至ることになったと考えられる。

その後、第2事案の発生後においても、当該校は、警察から連絡を受けたことを踏まえて、Fらへの聴取やその保護者への一定の説明は行ったようであるが、当該児童や当該児童保護者には、説明をしていない。それどころか、支援学級担任による今後の学習予定や行事予定を伝えるメールを送るなどに終始しており、当該児童や当該児童保護者にとっていじめ問題の解決がなされておらず、苦しんでいる被害者の心理に全く配慮することが出来ていない。

一般に、ある出来事から期間が経過した後の調査では、児童それぞれの記憶が曖昧になり、前提となる事実関係や両当事者の思いが、正確に

把握できないことはある。しかし、そのような場合でも、「いじめではないか」という児童や保護者の訴えに真摯に向き合い、いじめを受けたと申告する児童やその保護者の立場に立ち、誠実に解決しようとする姿勢や態度を示すことが大切である。今回は、当該校が解決姿勢を示さなかったことに加え、「公園に付き添って」と被害側に責任を持たせるような発言をしたことが、当該児童保護者の学校不信を増大させる結果となり、問題を遷延させることにつながったと考えられる。

(3) 令和3年10月20日における当該校の対応について

当該校は、令和3年10月20日、当該児童とAらをそれぞれ一対一で対面させ、実演を交えて、情報のすり合わせを行い、一致点と不一致点を明らかにして、結果として今後は関わらないようにと指導することによる解決をしようとしている。そして、不一致点に関しては、「確認ができない」として処理し、結局、当該児童保護者の要望であった関係児童の保護者への連絡や、話し合いの場の設定には応じなかった。

この点について、当該児童保護者は、当該児童が自身の気持ちを言葉にしにくい子であると考えており、話し合いの中で携帯電話を壊されたことが明白にならなかったのは、当該児童にとって十分ではない環境で聴き取りが行われたためであると考えに至った。

また、当該児童保護者は、例えば、当該児童とAらがお互い、時間を決めて公園を利用し、双方、相手側が公園に滞在する時には、もう一方が公園内には入らないようにする等のルールを保護者同士で決めてはどうかと考えていた。しかし、当該児童の主張する事実が当該校において

確認できないことを理由として、Aらの保護者との協議が実現せず、一層、当該児童や当該児童保護者の将来に不安を与えるものとなった。

さらに、当該児童保護者は、当該児童の発達特性として、周囲の刺激に影響を受けやすく、また、状況に応じた言葉がスムーズに出てこないために、順次、Aらが当該児童の前に現れ、当該児童の認識とは異なる証言が繰り返されると、自分の認識や感情を十分に表現できないということを想定していたものと推察する。当部会においても、当該児童が、相手の意図を即座に汲み取ったり、適切に応答したりすることは、その障害特性上、困難であったと考えるものであり、当時、Aらと相対した際にも、必要に応じて、反論したり弁明したりすることはできなかったものとする。そもそも、密接な関係を持たない異学年の児童との話し合いをすること自体、当該児童にとって不慣れなことであり、その際に受ける精神的負担は、大人が想定するよりも甚大であったと考えるものである。

このように、相手と対面させて聴き取りを行うことは、とりわけ、当該児童のような発達特性のある児童が当事者である場合、十分な検討と配慮が必要であったが、当該児童の成長を継続的に見守っていた特別支援教育サポーター⁷（以下「サポーター」という。）など、当該児童と関わりの深い教員を聴き取り調査の担い手として起用するなどの配慮や工夫がなされた形跡はない。

（４）小括

⁷ 個別支援の必要な障がいのある児童生徒の学習補助等の業務を担うために学校に配置されている職員であり教員ではない。

以上における当該校の対応は、いじめ被害を受けた当該児童の保護者にとって、問題解決を目指す姿勢が感じられないものと受け止められ、不誠実な対応と映っても仕方のないものであった。

市基本方針1（2）⑤では、「被害児童生徒及びその保護者は、いじめの疑いのある事案の背景・経過・事実関係等に関し、十分な調査を求め、調査結果その他の事案に関連する情報の開示を請求する権利、いわば「知る権利」を有する」とされており、他の児童生徒など関係者の個人情報保護に配慮する必要があるが、個人情報保護を盾にとっておざりな調査や不十分な情報提供・説明にとどめることはあってはならないのであり、このことからしても、当該校の対応や説明は不十分であったと言わざるを得ない。

当該児童保護者によると、当時の当該児童は、護身用スプレーを持ち歩かねばならないほど、心理的安全性を欠いた状態であった。担任は、当該児童保護者から当該児童の家庭での様子を聴き取った際、「心配ですね」と伝えており、当該児童の心理状態をある程度は推測できていたと考えられる。しかし、その後も、当該校が、積極的な問題解決姿勢を見せなかったため、当該児童保護者が直接、関係児童の一人に接触しようとして、校内に立ち入り、当該校による表現によると“犯人探し”をすることにつながった。この時、当該児童保護者もまた、直接行動に出ざるを得ないほどの、逼迫した状態であったことが推測されるが、この時点でも、当該校は、当該児童保護者の行動を批判的に見ているだけで、当該児童や当該児童保護者の心のケアに主眼を置いた対応は検討されなかつ

た。

担任及び当該校の上記対応は、どのような事実がいじめに該当するかという理解、いじめ発見後の対応への理解がないものであり、追い詰められた心境にある当該児童と当該児童保護者に寄り添えていなかったと言わざるを得ない。

2 いじめ防止対策推進法等関係規定に基づく対応面

(1) 当該校におけるいじめ対策委員会とその対応

当該校において、令和3年8月15日、当該児童が所持していた携帯電話の画面が破損したことについて、第1事案が原因である疑いが生じていた。そして、同月16日、当該児童保護者より第1事案に関するメールが当該校に寄せられ、当該校は、以降、担任がAらから事情を聴いている。しかし、当該児童保護者から寄せられた情報を基にして、いじめ対策委員会を設置し、いじめの疑いがあることを前提とした聴き取り調査、丁寧な事実認定、その後の支援に関する組織的な対応が出来ていたとはいえない。そもそも、当該校は、第1事案発生当時、当該児童に対するいじめないしはその疑いがあるものとは認識しておらず、いじめを前提とした対応を行う必要がある旨の認識すらなかったという点で、その問題性は大きい。

この点、いじめの定義に関し、「外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要」

(市基本方針1(1)【留意点】③)であるという観点が全く意識されていない。

また、第1事案が発生してから約半月後の同年9月5日、第2事案が発生した。当該校は、第2事案について、同月6日、当該校の教頭が管轄警察署より、当該児童からの被害の申立てに関する連絡を受けた。当該校は、同校に在籍するFらから当時の状況について聴き取りを行っている。しかし、この際にも、当該児童に対するいじめの疑いがあることを前提として、いじめ対策委員会を設置し、当該児童への聴き取り、事実認定、その後の支援に関する組織的な対応が出来ていない。しかも、同月6日以降、当該児童は欠席をし始めたが、当該児童保護者より当該校に連絡があった同年10月6日まで当該校は当該児童や当該児童保護者に対して何らアプローチすらしていない。そして、当時、当該校は、第1事案については、当該児童保護者に対して学校では対応できないことであると伝え、既に解決した問題である、学校外でのトラブルであるという認識を有していた。

なお、当該校は、いじめ対策委員会と兼ねているとする生徒指導部会において、同年8月26日、参加教職員間において第1事案に関する情報共有を行っている。しかし、共有を行った内容としては、第1事案発生日、当該児童と関係児童らの当時の簡単な状況と、「現在指導中」といった内容だけで、その内容についても不明であり、今後の計画的・組織的対応に関する検討が全くみられない。同年10月1日の生徒指導部会において、当該校は、第1事案以降、当該児童保護者の考えにより当該児童が欠席している、支援学級での対応をしていることなどを共有しており、当該校としては、支援学級担任に対応を任せていたようである。しかし、

当該児童保護者がそのように当該児童を欠席させるに至った理由や意図、背景など、当該児童に関する総合的なアセスメントもないまま支援学級担任による表面的な対応に終始していると言わざるを得ず、具体的な支援計画は依然としてみられず、組織的対応が行われているとはいえない。

（２）当該児童が連続して欠席した場合の対応

当該児童保護者は、同年８月30日、当該校に対し、「小学校に行かせたいが、学校の対応に不満があるため、安心して預けることができない。

４年生の間は、学校に行かせない」旨述べた。そして、当該児童は、同年９月６日から連続して欠席している。

本件では、「10日連続で欠席した場合」で、欠席理由が「いじめの疑いがある」場合であるため、当該校としては、すみやかに校内いじめ対策組織で個別の支援計画の策定、計画的対応を行う必要があったにもかかわらず、これを行っていない。また、「いじめの疑いがあり欠席が連続で15日に達した場合」であったが、不登校児童生徒連絡票による指導部区（ブロック）担当指導主事への報告も行われておらず、連携した対応もない。このような連携や対応がなかったことについても、当該児童や当該児童保護者と当該校との対立関係を深めた一因となっていると考えられる。

（３）教育委員会の対応

上述のとおり、当該校においては、第１事案、第２事案についていずれも「いじめ」ないし「いじめの疑いがある」事案としての対応を行っていなかったところ、同年11月28日の当該児童保護者から寄せられた情

報提供を契機として、教育委員会は、「いじめの疑いがある」事案であることを前提に、関係規定による対応を行っていくこととなった。

それまで、当該校において、第1事案、第2事案に関する教育委員会への報告を行っていなかったこともあるが、他方で、遅くとも同年10月20日ころには、担当指導主事が第1事案の存在について把握していたものと認められる。そのため、担当指導主事としては、速やかに、いじめの疑いがある事案として情報を収集し、当該校に対して、適切な対応を進めるべきであった。しかし、結果的に、同年12月に入り、ようやく、いじめの疑いがある事案として教育委員会により第三者委員会による調査を行っていく方針とされたが、それまで対応を検討することが出来ていなかったものである。教育委員会において、当該児童の長期欠席の理由にいじめの疑いがあると把握したのは、同年11月28日の当該児童保護者からの情報提供後であったと考えられる。

3 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携不足

(1) スクールカウンセラーとの連携不足

本事案発生当時の当該校の「いじめ防止対策委員会」は、校長、教頭、教務主任、人権教育部長、生活指導部長、学年主任、養護教諭（※事案に応じて、担任、関係教職員等）から構成されており、スクールカウンセラーはそのメンバーに位置付けられていなかった。

また、当時の教頭によると、本事案発生後の秋に、当該校のスクールカウンセラーに、立ち話で相談を持ちかけたが、スクールカウンセラーから「スクールカウンセラーが入って、ごちゃごちゃしたら困るのでは

ないか」と返答され、それ以降、学校からは相談をしなかったということであった。各関係者へ聴き取りをしてきたが、それぞれの記憶が曖昧であり、また、上記教頭による相談に関して、スクールカウンセラーが相談を受けた際に作成する資料も確認できなかったことから、スクールカウンセラーへ相談をどのように持ち掛けて、どのような相談をしたのか、その事実認定は困難であるが、学校とスクールカウンセラー間の連携が不十分であり、情報共有ができていなかったことは容易に推認できる。

一方、各教員らからの聴き取りの中には、「当該児童保護者は、不慣れな人には打ち解けない」、「当該児童保護者が普段から来校する人ではなかったのも、スクールカウンセラーにつなげるのは難しいだろうと思った」等の証言もあった。一部の教員ではあるが、当該児童保護者に対し、つながりを持ちにくい人物だという印象を抱いており、それらの先入観から、本来であれば被害者ケアとして当然検討されるはずのスクールカウンセリング制度の紹介に至らなかったことが推測された。

(2) こどもサポートネットの不活用

当時、当該校へのスクールカウンセラーの配置回数は、年に15回程度と少なく、学校全体の状況を考慮しながら、本事案のような重大事態に即時対応するには物理的限界があったことが推測される。

その場合、スクールソーシャルワーカーを派遣要請し、福祉の専門性を対応策に加えることも検討されるべきところであるが、当該校では、令和3年度当時、「こどもサポートネットワーク事業 スクリーニング会

議Ⅱ」はコロナ禍を理由に、一度も設置されておらず、スクールソーシャルワーカーと連携して、継続的な支援計画を検討するということにはなかった。

一方、当該児童保護者は、本事案発生後に、教育委員会や区役所の子育て支援室、こども相談センターに対し、他児とのトラブルを契機に当該児童が不登校となったこと、当該校との話し合いが進んでいないことを訴えていた。しかし、それぞれの機関で相談を受けた担当者が、当該児童保護者の訴えの一部分にのみ注目してしまったことで、当該児童保護者の真の願いを汲み取った実効性のある助言をすることはできていなかった。「相談につながらないだろう」という一部教員の思い込みとは反対に、当該児童保護者自身は相談の必要性を感じており、各機関に働きかけていたが、当該児童保護者の訴えや願いを集約する機能が、学校内外になかったこと、また、実際の対応は全て学校任せであり、関係機関が役割分担して支援にあたる動きを持たなかったことも、問題の解決につながらなかった一因と考えられる。

(3) 小括

関係機関が複数あっても、それぞれの情報がまとまらなければ、適切なアセスメントができない。関係者それぞれが持つ情報を共有し、支援のプランニングを進めていく「つなぎの役割」を果たすのがスクールソーシャルワーカーであり、児童生徒や保護者の内面を汲み取り、行動の背景にある意味を教員に解説し、ともに考えていくことに力を尽くすのがスクールカウンセラーの機能である。外部専門職と連携をしていくこ

とは、児童理解に有益になるばかりでなく、困難事案を学校だけで抱え込めない仕組みを作っていくためにも必要であったと考えられる。

4 特別支援教育・インクルーシブ教育における課題

(1) はじめに

第1事案及び第2事案発生後、当該児童保護者は、解決していないので登校させないと当該校に訴えていたが、当該児童保護者の真意を汲み取り、関係調整する役割を管理職、担任、特別支援教育コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）、当該児童を主に担当する支援学級担任のいずれも果たせていなかった。

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要となる。しかし、当該校においては、当該児童についてトラブルにならないよう気遣うか、支援学級担任により登校を促すことのみが繰り返され、公園に行くなど外出の際には当該児童保護者に付き添いを求めるなど、自立や社会参加の視点からのアプローチができていなかった。

当該児童が生活上、学習上の困難を抱えている認識はあっても、多様な学びの場の連続性を踏まえ、特別支援学校の教育課程や自立活動の考え方を参考にして、弾力的な教育課程を編成し指導や支援を行っていた経緯は見られなかった。

本事案では、特別支援教育が機能していなかったことが、長期欠席に

至る背景にあったと考えられるので、以下、特別支援教育上の課題を取り上げる。

(2) 教員配置の問題と継続性のなさ

本事案発生当時の当該校における特別支援教育の実施体制は、まず、校長が、6学年に特別支援学級を加えた7つのいずれかに在籍教員を配属し、その後、特別支援学級担当に配属された教員間で主に担当する児童を決め、担当できない時間帯には他の教員や教員以外のサポーターが補い、基本通常学級に入り込む体制であった。

その結果、当該児童においては、学級担任、支援学級担任ともに毎年変わり、コーディネーターは2年連続であったが、支援学級担任同様に担当する児童中心に関わるため、当該児童及び当該児童保護者にとって長期に継続して関わる教員はいなかった。

そして、通常学級に入り込む個別対応を中心とするため、特別支援学級の在籍児童数が増加すると人手不足に陥り、対応できていない状況が見られた。事案発生年度は、特別支援学級担当の教員8名のうち新任が半分おり、当該児童を担当していた教員も新任で、当該児童を含め5名もの児童を担当していた。

また、担当する児童の決定にあたり、特別支援学級に在籍する各児童の特性や困難さを踏まえ、意図をもって担当教員を決めているようには見受けられず、良い関係を築けても1年限りで、児童・保護者にとって、安心できる環境、継続して相談できる状況はなく、愛着関係や信頼関係を積み上げにくい体制であった。

学年を超え継続して当該児童にかかわっていたのは、教員資格はない地域のサポーターだけであった。当部会による聴き取り調査の中で唯一、サポーターからは、当該児童の成長の様子や周りの子どもたちとのかかわりを捉えた発言を多く聞くことができた。しかし、サポーターは、保護者対応や家庭連絡、会議参加等については業務の範囲外とされていた。結局、当該児童及び当該児童保護者にとって継続して直接支える立場の教員はいなかった。

(3) コーディネーターの役割や専門性のあいまいさ

校務分掌上、担当する学年が限定されたコーディネーターが複数名置かれていたが、コーディネーターも担当する児童に関する個別対応が中心で、担当する学年全体の特別支援学級在籍児童の情報を集約する窓口のような役割は見受けられなかった。

事案発生年度は、当該児童の支援学級担任は特別支援教諭の免許は所有しているが、新任教員であった。当該児童が在籍していた学年のコーディネーターは教務主任が兼務しており、校区連携を担う意識はあっても、新任教員を指導することはなかった。

新任教員が支援学級担任となる場合、さまざまなクラスに入って担任の仕事をみる機会があるというメリットについては複数の教員から語られたものの、個々の児童の実態把握や教育的支援の手立てを工夫できるよう、コーディネーターが助言する体制は不十分であった。

当該児童が2年生のときには、前年度に当該児童を担当していた支援学級担任が引き続き1・2年のコーディネーターであったので、当該児

童は当該コーディネーターの担当児童ではなかったが、当該コーディネーターが、当該児童保護者への対応について、新任教員に助言したり、対応に同伴することもあった。しかし、本事案発生後、当該児童の長期欠席が続く中、当該児童保護者の願いとずれた誘い掛けになっていることに対して、支援学級担任に助言したり関係調整するコーディネーターはいなかった。

(4) 特別支援学級在籍児童の指導内容と手立てのあいまいさ

支援の必要な児童に関して、毎年、年度末に教職員全体で情報共有している、新しい支援学級担任は何かあれば前年度の資料で確認できる、また、日常の課題についても、そのつど全体で情報共有していた、何かあれば対応を話し合ったという発言は支援学級担任から共通して聞かれた。しかし、児童本人・保護者の願いを組み込み個別の教育支援計画を作成し更新する際、関係者で振り返りや方向性を話し合っただけで合意形成するプロセスがなく、形式的に引き継ぐだけになっていたと思われた。

当該児童の個別の指導計画に関しては、3年時、担任と支援学級担任の連名で作成されており、当該児童の実態に応じて、短期目標や指導項目をあげ、指導結果の評価も行っていた。傷つける言葉は厳しく指導し優しい言葉や行動はたくさんほめる、やりたいことは先生の許可を得てからやるといった指導方法が明記され、暴言や暴力が激減し、ルールや約束が守れるようになり、担任を介して友達とかかわることもできるようになってきたという指導結果は、当部会による聴き取りでも同様の評価であった。来期の方角は継続指導と記載されていたが、4年時には方

針が変わっており、個別の指導計画は支援学級担任名のみで作成されていた。

当該児童の抱えていた課題として、例えば、通学路に怖い箇所があり一人で登校できない、集中が持たなくなると離席し、タブレット端末で好きなことをして過ごす、死ねというパスワードを口にする、自分のしたいことがあるとき妨げがあると手が出るなどがあったが、「今日は波がある」といった情報共有、なるべくストレスをかけない見守りが中心で、困難さに焦点を当て、特別支援教育に関する校内委員会（以下「校内委員会」という。）やケース会議等を開催し対策を考えた経緯は確認できなかった。

朝一人で登校するのが難しいという課題に対し、担任が段階的に登校できるよう意図をもって働きかけていた時期には行動改善が図られていたが、チーム学校としての取り組みとはなっておらず、当該児童保護者から電話がかかると当該児童の登校時の安全を考えて、迎えに行くだけの支援学級担任もあり、目指す方向性や見通しを共有したり、有効な手立てを引き継ぐ必要性が意識されていなかった。

当該児童保護者が当該児童の入学前に当時の教頭と面談した際、当時の教頭から当該児童保護者に対し、当時の校長は特別支援教育とICT教育の専門家であると伝えており、当該児童保護者が期待をもって他の市町村から転居し当該校を選んだ経緯があるが、当該児童に対する支援の面で当時の校長が直接当該児童保護者と話す機会はなかった。タブレット端末の使用に関しても当該児童保護者と当該校は意見が対立するこ

とがあったが、好きな絵を描いて過ごしストレスを軽減させるという活用方法になっていた面があり、取り上げると落ち着かなくなるマイナス面にもつながっていた。タブレット端末の操作に長けている特性を、ルールを作りながら学習面に活用するといった視点からの取り組みはみられなかった。

特に、「死ね死ね」といった発言を繰り返すことに関しては、クラス内では、周囲も慣れてしまっていた可能性があるが、第1事案では地域の日ごろ接点のない他者に発言したことがトラブルの引き金になっていた面もあり、指導内容として取り上げ、専門家も含めたケース会議等で検討し取り組むことが、予防的な観点からも必要であったと思われる。

校内で支援の手立てが見つからない場合、当該児童が利用しているデイサービスでの取り組みを参考にする、教育委員会事務局指導部のインクルーシブ教育推進担当等と連携する、特別支援学校のセンター的機能⁸を活用するといった意識は当該校において希薄であった。日々の情報共有・見守りだけでなく、困難さにしっかり焦点をあて、自立と社会参加を目指し、自立活動の視点も取り入れ適切な行動がとれるよう指導するといった取り組みが、地域で生きる力を育むためにも必要であったと思われる。

(5) 児童の強みや成長の要因の把握不足

3年時、担任が児童の甘え等を全面的に受け止め、得意なところを活

⁸ 特別支援学校に期待されるセンター的機能として、文部科学省は次の6点を例示している。①小・中学校等の教員への支援機能、②特別支援教育等に関する相談・情報提供機能、③障害のある幼児児童生徒への指導・支援機能、④福祉、医療、労働などの関係機関等との連絡・調整機能、⑤小・中学校等の教員に対する研修協力機能、⑥障害のある幼児児童生徒への施設設備等の提供機能。

かし仲間関係を育てる学級運営がなされ、クラス内で当該児童の存在感が増した。また、当該児童保護者の安定が当該児童の成長・発達に大きく影響するという認識はそれまでも共有されており、当該児童保護者のサポートにも力を入れたことで、安定した時期があった。学級担任経験もある支援学級担任との組み合わせで、支援学級担任が厳しくする面を担うバランスもとれていた。しかし、教員の個性や力量、組み合わせで行われていた可能性が高く、当該児童の支援の方針として位置づけられたり、当該校全体で納得する方針とはなっていなかった。また、合理的配慮⁹とは何かを検討した経緯も確認できなかった。

継続してかかわる機会のあったサポーターは、当該児童が描画で人物が書けるようになった等、学級内での成長の様子や他児との関係の深まりの例をあげ、3年時の成長の著しさを評価していたが、継続してかかわった支援学級担任はおらず、成長要因の評価が十分なされていなかった。

3年時に行われていた、担任が当該児童を抱っこしながらの授業については、管理職や支援学級担任、他の児童の保護者を含め、批判的に見ていた者もいて、4年になり、年齢的にも先を見据えてやめるという大きな方針転換が行われた。特に、成長要因として何を継続する必要性があったのか検討しないままやめるだけで、当該児童の他者との関係性を

⁹ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）において、行政機関や事業者は、「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。」とされており、文部科学省は、学校における「合理的配慮」の提供に関する観点として、①教育内容・方法、②支援体制、③施設・設備の三つの観点の計11項目を例示している。

育てる別の方法について協議することもなかった。

本事案は当該児童の人間関係が拡大する中で起きたとも考えられる。成長とともに子どもの生活の場が拡大することを踏まえると、校内で常に何か起こらないよう見守る体制を続けるだけ、外出時には教員の目が届かないので当該児童保護者に付き添うよう求めるだけではなく、個別の指導計画を作成して、適応的な行動をとる練習を積み重ねていくことが必要であったと思われる。

(6) 研修・巡回相談等の活用不足

特別支援学級在籍児童は一般的にいじめの被害者にも加害者にもなりやすく、特別支援教育がより機能することは、いじめ防止にもつながると考えられる。

教育委員会としては、インクルーシブ教育の推進に向けて、研修を行ったり、申し出があれば相談対応をしているが、平成30年度から令和3年度までの間に、当該校から研修に参加したのは令和3年度の4年支援学級担任1名のみ、校内研修の依頼は令和元年度のみであった。教育委員会としても、研修参加がない学校にアプローチすることはない仕組みであった。

当該校が問題意識をもっていなかったことが、在籍教員を研修に積極的に参加させていなかったり、教育委員会にいじめや不登校の報告をあげることができなかった要因と考えられる。

現状として、特別支援教諭免許をもった支援学級担任は少なく、発達障がいのもつ子どもの教育的支援は個別性が高いので、コーディ

ネーターや新任の支援学級担任が、教育委員会の特別支援教育の研修を受ける仕組みを年間計画の中に組み込むことが必要である。取り組むべき内容を理解する人材が増えれば、対応がうまくできていないことも認識でき、予防的に巡回相談を活用したり、専門家を交えたケース会議を開催していく流れもできていくと思われる。

教育委員会の課題として、研修不参加が続いたり、報告や相談の申し出がない学校は、困っていないと捉えるのではなく、なすべきことや活用の仕方がわかっていないといった可能性も視野に入れ、管理職等に働きかけていくことが必要である。

5 校外での異年齢児童とのトラブルをめぐる課題

(1) はじめに

第1事案は、夏季休業中、校外で起こったものであり、その他事案も含め、確かに、学年も違い、他校に在籍する児童も関係していたことから、対応も遅れ、状況把握も難しい面があったかと思われる。相互理解の機会不足といった背景が校外でのトラブルに対する課題であったものとして、指摘する。

(2) コロナ禍での活動制限の影響

コロナ禍、休校の期間があり、登校再開後も活動の制約があるなど、どの子どもにとっても新しい状況に適応する難しさ、対面でかかわりながら相互理解する機会が不足していた。

学校として従来あった縦割り活動（異学年交流活動）が実施できず、異年齢児童がかかわりを通して関係づくりをしたり、相互理解する経験

が不足していたことも、本事案には影響していると思われる。

（３）大人の見守りや介入のない校外の難しさ

校内では大人が見守り、かかわり方のモデルを示したり、トラブル予防や介入が可能であるが、校外では日頃の関係性がないため、トラブルも生じやすく、困っても頼れる大人が不在で、子ども同士で関係を調整しなければならない難しさがあった。

コロナ禍でも、クラブチーム等で活動できていた児童は、所属集団のもつ行動規範、異学年を含め積み上げた人間関係があり、その中では安心感をもって過ごしていたと思われるが、それ以外の児童とのかかわり、特に暴言やいきなり写真を撮られるといった経験のない場面への対応には難しさがあった可能性があり、自己防衛的な攻撃を双方行ったり、年長者が正義感から行動したことがトラブルとなった可能性も否定できない。

学校としては、校外の出来事であっても、詳細を丁寧に把握し、事実がわからなかったり、見解が異なる場合も、それぞれの児童の発達課題と関連づけながら、今後の予防に向けた指導の機会とすることが重要であったと思われる。

（４）支援を必要とする児童の理解・かかわりの学年間格差

当該校の教員からの聴き取りの中では、当該児童が在籍していた学年は支援の必要な児童が多く、日常の積み重ねで理解してかかわり方を身につける機会があったのに対し、他学年にはあまり支援の必要な児童がいなかったとの発言もあった。他学年では何らかの特性のある児童に対

する理解や経験値が不足していたこともトラブルの一因と考えられる。

以上のような課題に対しては、学級担任や支援学級担任の範疇を超えた取り組みが必要となる。

学校では、まず学級内で大切にしたいルールが共有され、一人一人の児童と担任の一对一の関係をベースに学級集団が育っていく。その中で、いじめ防止の取り組みや支援を必要とする子どもの理解が定着していく。

ルールが理解できていなかったり、いざこざが起こったとき、目標や方針に照らして行動できているか、子ども自身が振り返る機会が持てるようにすることが重要で、それが異年齢の間でも校外でも般化されるためには、学校全体でいじめ防止やインクルーシブ教育の目標や方針を共有し、いつでもどこで誰とかかわる場合でも意識して行動することが浸透するような取り組みが必要となる。

また、支援を必要とする児童の理解が学年・学校を超えて広がるためには、交流及び共同学習の取り組みや幅広く多様な他者と交流する機会を意図的につくる取り組みを工夫する必要がある。

しかし、当時、当該校においては、上記のような取組が行われていなかった。

第8 提言

1 いじめ防止・対応のために基本的な考え方を再確認すること

(1) はじめに

「学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、学校いじめ対策組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、学校の設置者とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進することが必要である。」（「いじめの防止等のための基本的な方針」平成25年10月11日文部科学大臣決定（最終改定平成29年3月14日））とされている。

本件に関しては、一部の教員にその対応が委ねられており、校長のリーダーシップの下、学校いじめ防止基本方針に基づいた的確な対応を行うという姿勢が全体として見られなかった。改めて、学校におけるいじめ対策組織やその運用等を見直すにあたって、まずは、上記に示した基本的な認識を全教職員において共有することが重要である。

また、全ての児童・保護者に対し、日常、様々な機会を通じて、いじめに対する当該校の考えや方針を伝え、いじめの問題に対する理解や協力関係を構築しておく必要がある。

(2) 「いじめ」の定義及び事後の対応について再確認をすること

第1事案や第2事案において、当該校が事案の発生を認識した初動において、当該児童や関係児童らから聞いた事実関係を整理して、校内いじめ対策委員会において、どのような行為が「いじめ」に該当するのか、検討する必要があったところ、当部会による調査からは、校内いじめ対

策委員会において上述の点について検討された形跡がない。本件は、加害・被害が入り混じる状況にあったところ、まずは丁寧に事実を整理し、事実の流れを正確に把握して、その中で「いじめ」の該当性について慎重に検討をするべきであった。

このような経緯から、今後、本件に関わった教員だけではなく、校内の教職員を対象として、あらためて「いじめ」の定義を再確認すること、事案発生後、なるべく速やかに児童らへの聴き取り、事実（流れを含む）の整理を行うこと、校内いじめ対策委員会において事実の認定、いじめ該当性についての検討、保護者への説明等を行うといった必要な事後対応について再確認を行うことを求めたい。

特に、上述したとおり、令和4年度学校基本方針において、当該校は、いじめ早期発見チェックリストが作成され、集団（学級全体）の様子、いじめているのではと感じる児童、いじめられているのではと感じる児童のそれぞれの様子について、チェックリストにより把握することを教職員に対して求めている。このようにきめ細やかないじめの発見を学校全体として教職員らに求めている方針自体、評価することができる。しかし、そもそも「いじめ」の定義について、正確に理解されていなければ、上記チェックリストを使用する意味がないことに留意すべきである。

学校現場においては、日々様々な「いじめ」ないし「いじめの疑いがある」事案が発生することは当部会としても承知しているが、どのようなケースにおいても出来る限り外部専門家の協力やアドバイスを得ることをも念頭に置きながら、必ず校内いじめ対策委員会を開催し、その中

で検討することを日々怠らないことが肝要である。

(3) いじめ防止・解決のための心理的支援について

本事案においては、一部、トラブルのきっかけが当該児童の行動によってもたらされている節もあり、関係児童らにしてみると、自己防衛反応として、当該児童から携帯電話を取り上げる、感情的な言葉を投げるといった行動につながったとも考え得る。本事案発生前には、公園で当該児童が関係する他のトラブルも生じていたという情報もあり、当該児童がいくつかの気になる行動で心の変調を示していたことが推測された。

このような場合、教員と児童の保護者との間に信頼関係があれば、トラブルに至るまでの児童の日常生活実態を振り返り、心の変調をきたす原因となる生活上の負荷を取り除いたり、関わり方を相互に見直すことができ、知恵を出し合って予防策を検討することも可能になるが、日頃の情報共有がなされていなければ、損壊行為の確認に躍起になったり、原因となった児童の行動を封じ込めることに意識が向いたりし、話し合いがこじれたり、被害者の心情を一層傷つけることにつながったりする。日頃より、保護者ときめ細かくコミュニケーションをとることは、いじめの予防においても必要不可欠なのである。

また、本事案のように、学校外で発生した「いじめ」は一時的に解消に至っても、保護者や教員には見えにくいところで再燃しやすいことを踏まえ、全てを学校内だけで対応するのではなく、児童生徒の保護者や、地域との連携を図り、子どもたちの学校外の様子について、日頃から情報収集を行うことも重要である。いじめは誰にでも起こり得るという考

えに基づき、いじめを目撃した場合の対応、コミュニケーションが苦手な子どもへの対応について啓発活動を行い、保護者の意識改革を図ることも意義がある。実際、本調査においても、以前から当該児童が公園内で見せる問題行動に気付き、手を差し伸べられないかと思案している保護者がいたこともわかっている。このような、保護者の「気付き」が子どもを深刻な事態から守ることは大いにある。一人一人の子どものために、周囲の大人が連携してできることをやっていくことが大切である。

（４）保護者との関係構築と学校からの説明について

本件においては、当該校と当該児童及び当該児童保護者との間において、当該校の対応を巡る対立関係が見られた。初めて対立関係が生じた時期としては、第１事案について、Ａらの聴き取りを踏まえ、担任が当該児童保護者に説明をしたタイミング（令和３年８月３０日）であったと考えられる。その際の担任の説明は、既に述べたように、「Ａらが携帯を破損したと学校としては断定できない。」「Ａらの保護者には連絡していない。」「夏休みの事で、お互い勘違いがあるかもしれない、Ａらの名前を教えることができない。」「公園でトラブルが続いているので、公園に行く際には付き添ってほしい。」というものであった。

担任からのこのような説明ではなく、なぜ、Ａらが携帯を破損したと断定できなかったのか、なぜ、Ａらの保護者に連絡はしないのか、携帯をＡらが破損したと断定できないという結論であったとしても、当該校の見解として根拠に基づく丁寧な説明を行うべきであり、当該校においては、当時の状況を踏まえ、どのように当該児童保護者に説明が出来た

のかを改めて見直すべきである。

被害を受けた子どもだけではなく、当該児童保護者自身も傷ついているということを前提として、当該児童保護者に対してどのような説明がふさわしいか、見直しを図るべきである。事案によっては、被害者側が加害者側との接触を要望することがある。このような場合、まずは、被害者の切迫した思いを十分に受け止めることが必要である。学校と児童や保護者との信頼関係が崩れた場合、被害感情の救済に適切であると思われる他の支援機関を紹介し、学校としては、今後起こり得る問題について、被害者側に丁寧の説明し、議論を尽くしていくべきである。説明方法については、今後注意を図っていかなければならない。

2 外部専門家を取り入れるチーム作り

(1) 外部専門家の意見を取り入れる意味について

いじめは、その経緯をみると、一見すれば、被害児童の言動に起因すると考えられるような事案もある。しかし、そのような経緯から、被害児童に対する「いじめ」であると明確に事実を認定することのないまま、不登校となっている児童に登校を促すだけの支援策を講じるだけの学校の姿勢では、いじめを受けた被害者の苦痛をさらに拡大することや、被害児童やその保護者との信頼関係がいつまでたっても構築できないなどの結果となる。

本件では、第1事案、第2事案発生後において、当該校が当該児童への「いじめ」であるかどうかを検討する前提となる事実認定作業を初段階で丁寧に行わず、当該児童保護者の納得も得られない曖昧な事実を

前提として対応を行っていた。何ら効果的な見立てや計画もなく、単に、支援学級担任により当該児童の登校を促すだけの対応に終始している。適切な対応であるとは言い難い。

このような対応となった原因は、初動におけるアセスメントやプランニングが不十分であったことである。校長をはじめとするいじめ防止対策委員会メンバーはもちろん、外部専門家、たとえばスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーなどを活用することで、当該校の特定の教職員による見立てだけに頼ることのない、第三者による意見を取り入れることも可能となり、また拡がりのある異なったアプローチが可能であったものと考えられる。

本件では、令和3年8月下旬から9月初頭において、第1事案、第2事案が発生後、当該児童が欠席を始めた段階において速やかに、上記外部専門家による意見を求める、速やかに担当指導主事へ相談する等して、アセスメント、プランニングを行って、今後の対応を検討することが重要であった。改めて、当該校においても検証されたい。

(2) スクールカウンセラーの位置づけと教員との協働

本事案では、時間の経過と共に、当該児童や当該児童保護者との交流が困難になっているが、直接対応する教員が、被害者心理を理解していれば、登校を促すメッセージを送ることだけに留まらず、また別の対応が検討された可能性も考えられるため、スクールカウンセラーと教員が協働して支援にあたることができていなかったことは問題である。

本来、解決の糸口が見えにくい事案ほど、丁寧に寄り添う時間が必要

であるが、現状、一人一人の児童生徒に丁寧に時間をかけて向き合うだけの余裕がない教員も多い。そのような中で、教員が児童生徒や保護者への共感的な眼差しを持ち続けるためには、スクールカウンセラーら外部専門家をうまく活用し、児童生徒や保護者の思いを正しく知ることが必要である。

また、いじめ対応においては、周囲が、被害者の被害性を認めないことによる「二次被害」の防止が重要であるため、仮に保護者が相談支援を望まない場合であっても、教員とスクールカウンセラーら外部専門家がケースカンファレンスを開くことなどによって、被害者の心の傷つきにチームで気づくことが大切である。

加えて、発生したいじめの対応にあたるだけでなく、日頃から攻撃的衝動を減らしていくことも「いじめの予防」につながるため、他者との交流に課題のある児童生徒が学校生活を不安なく過ごすための環境作りに、心理の視点が有益となることもあるだろう。子ども自身では、居心地よい環境を作っていくことはできないため、スクールカウンセラーが特性を持った子どもの気持ちを代弁するようにして学校に理解を促すこと、適切な環境作りに寄与していくことも、日頃の環境ストレスを軽減させ、ひいては、いじめの未然予防になると思われる。

3 学校以外の関係機関におけるサポート作り

当該校への聴き取りによると、区役所への連携の期待があったにもかかわらず、連携不足が述べられていた。このような外部機関との連携・サポートとして、大阪市では、『大阪市こどもサポートネット こどもと子育て世

帯の総合支援体制』が挙げられる。これは、学校における気づきを区役所や地域等につなぎ、社会全体で子どもと子育て世帯を支える、区長のマネジメントによる新しい仕組みとして、令和2年度より全区で展開されていた。教育分野の支援、保健福祉分野の支援、地域による支援のそれぞれで子育て支援を行うというものである。学校が求められる役割としては、「気づき」を「見える化」して区役所等の支援につなげるため、全児童・生徒の状況を把握するスクリーニングシートを導入し、教職員とともに、こどもサポートネットスクールソーシャルワーカー、こどもサポート推進員、スクールカウンセラーなどがこどもサポートネット連絡票を基に専門的見地からアセスメントを行い、課題に応じて適切な支援につなぐものである。当該校においても、学校全体としてスクリーニング会議Ⅰ、スクリーニング会議Ⅱの開催、検討を積極的に行い、支援につなぐことを行っていくことが今後、求められよう。本件でいえば、地域による支援におけるいくつかのメニューの中で、学校外におけるトラブル防止の観点からの見守りが可能ではなかったか、改めて当該校においても検証をされたい。未だ、当該児童及び当該児童保護者から、関係児童らと地域内で鉢合わせてトラブルに発展しかねないという不安を持っているとの声があることから、検討を勧める。

4 特別支援教育・インクルーシブ教育のあり方の見直し

本件を通して、以下の視点から提言を行う。いずれも繋がりが合っているが便宜上分けて示す。

(1) 在籍児童の安心できる環境を意識した教員配置や校務分掌の調整

今日、教員不足や新任教員の増加、支援を必要とする児童生徒の増加

など、教員配置に困難を抱える教育委員会・学校は多いと思われる。特別支援学級在籍児童、特に自閉症スペクトラムなど集団生活に困難を抱えやすい特性をもつ児童が、配慮が不十分な通常学級で過ごす場合には不安を感じやすいが、当該校では、毎年学級担任も支援学級担任も変わり、支援学級担任の決め方に計画性や児童の特性への配慮はみられなかった。引継ぎも形式的で、当該児童に継続して関わり成長過程が見えていたのは業務範囲が限定されているサポーターで、教員ではなかった。

今後、特別支援学級在籍児童が安心できる環境下で学校生活を送れるようにするためには、チーム学校として在籍児童との関係性を継続できるような教員配置や校務分掌を検討することが必要である。そのような環境調整を重視することは、問題行動の予防やいじめの誘因を減らすことにもつながると思われる。

(2) コーディネーターの適切な配置と積極的活用

当該校においては、複数のコーディネーターが指名されていたが、コーディネーターの専門性や役割は曖昧であった。

今後、保護者や関係機関に対する学校の窓口としての役割、学校内外の関係者との連絡調整の役割、子どもたちの実態やニーズに応じた支援をサポートする役割を明確にし、コーディネーターを適切に配置すること、また、学級担任や支援学級担任もコーディネーターを積極的に活用する仕組みを構築することが必要である。学級担任や支援学級担任が毎年変わっても、コーディネーターが軸となっていくことで、児童・保護者も安心でき、つながりをもった支援が可能になると思われる。

(3) 特別支援学級在籍児童の個別の教育支援計画、個別の指導計画の見直し・活用

当該児童について、個別の教育支援計画は毎年度作成されていたが、形式的に学年間に引き継がれ、内容の見直し・更新は意識されていなかった。合理的配慮についても、観点項目と具体的な支援内容の記述はあるものの、合理的配慮の意味が理解された内容には見受けられず、体制に関する観点は盛り込まれていなかった。

今後、特別支援学級在籍児童の個別の教育支援計画を意味あるものとして作成・更新していくことが必要である。そのためには、コーディネーターに情報が集まる仕組みや、校内委員会を開催し、構成メンバーで児童の障害による学習上又は生活上の困難な状態並びに教育的ニーズの把握に努めるといった体制の構築も必要である。

なお、聴き取りの中で、3年時は当該児童が安定して過ごせるよう変化していった経緯が確認された。その年度には個別の指導計画も作成されており、短期目標や指導計画、支援の具体的手立てが明確であったことがうかがえた。

今後、個別の指導計画の作成と活用に取り組むことも必要である。本件では、3年時後半に当該児童保護者と当該校の関係が崩れることが生じたり、4年時に指導方針を変える際、当該児童保護者と話し合った経緯が不明であったことも、不登校につながる一因になったと考えられる。児童の成長に伴って、また環境変化によって、学習上・生活上の困難さの内容は変わることもある。そのつど生じる課題を明確にし、児童の実

態把握に基づき、短期目標、具体的な支援内容や手立て、取り組む場や役割分担の検討を行い、支援を実施し、事後評価を行うといった一連の取り組みを充実させていくことが必要である。

さらに、原学級保障¹⁰を重視する場合には、特別支援学級在籍児童の抱える課題に関して、自立活動の発想による指導も取り入れることが必要である。トラブルを減らす方法として、かかわりをもたないよう指導するのではなく、通常学級で共に育ちあうためにも、個人の課題を学級集団の課題として取り組んでいくような学級経営が有効であると思われる。

(4) 研修・巡回相談等の積極的活用

当该校では、業務負担に配慮し、管理職が会議を増やさないようにしていたが、報告と情報共有だけでは、取り組むべき課題が見極められておらず、必要な外部資源も活用できていなかった。

今後、校内委員会で取り組むべきこと、いじめ防止対策委員会で取り組むべきことなど、校務分掌上に位置づけられた委員会の目的を明確にし、短時間で必要な協議を行い、方針を決定・実行していく仕組みがまず必要である。

また、特別支援教育に関して、教育委員会は研修や巡回相談等の仕組みを、特別支援学校は、各学校でインクルーシブ教育を一体的に進めるために、学校長等に対して校内全体の取り組みを促す指導や研修等を実施する仕組みをもっている。各校に特別支援教育の専門性をもつ教員が

¹⁰ 本報告書では、学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条第2項及び第3項の特別支援学級に該当しない学級について、文部科学省が使用している「通常学級」と表現することとし、特別支援学級に在籍する子どもが可能な限り「通常学級」で共に学ぶこととする取組を「原学級保障」と表現する。

少ない現状において、学校長の意識は重要である。

今後、支援学級担任の任命やコーディネーターを指名する際、研修の機会を積極的に活用するよう促すこと、計画的にキーパーソンが研修に参加できるよう調整すること、研修後に関係者間で情報共有し、自校で抱えている課題の取り組みを検討する場を設けることが必要である。このような取り組みが機能していけば、支援を必要とする児童が増加する中、有効な支援が行えるように変化し、結果として教員の負担軽減にもつながると思われる。さらに、校内資源だけでは対応が難しいことに気づく目を養い、巡回相談を依頼するなど、外部の専門家を積極的に活用していくことが望まれる。

(5) 支援を必要とする児童の理解への取り組み

課題となる部分の理解と指導に関してはこれまでに取り上げたが、指導を行う上で、児童の強みを活かす視点も重要で、共に過ごしかかわるなかで児童理解が進むことはいじめ予防にもつながる。集団参加が難しい場合も、学習方法を検討することは重要で、今後、GIGAスクール構想により整備された一人一台のタブレット端末を児童の特性や教育的ニーズに応じた支援ツールとして有効に活用することで、学習面の充実を図っていくことも必要である。特性に応じて学び方が違うことを周りの児童が知ることは、多様性の理解にもつながると思われる。

また、当該児童が在籍していた学年の児童は、当該児童を理解していたが、本件は、コロナ禍、かつ学年を超えた児童や他校児童と接点が生じる公園等でのトラブルの案件であり、(1) から (4) までの取り組み

を進めるだけでは予防できない面もあると思われる。

今後、支援を必要とする児童が地域で共に生活する視点からの取り組みも必要である。そのためには、学校全体としていじめ防止やインクルーシブ教育を計画的に推進していくこと、他校や支援学校との交流の機会を設けていくことも必要である。

以上、いくつかの視点を取り上げたが、いじめ事案が複雑化・混乱化しやすい学校は、引継ぎがスムーズでない、コーディネーターが活用されていない、校内委員会が開かれていない、生徒指導主事・学級担任・支援学級担任・コーディネーター・管理職等がうまく連携できていない、それゆえ初動の対応が遅れるといった特徴があるように思われる。その意味でも、特別支援教育・インクルーシブ教育システムを整えていくことは、いじめ防止の観点からも重要といえる。

(6) まとめ

大阪では、特別支援学級に在籍する児童生徒もできるだけ通常学級で学ぶ原学級保障が定着しているが、文部科学省は令和4年4月27日に「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）」を出している。特別支援学級在籍児童生徒と通常学級在籍児童生徒の交流及び共同学習に関しては、これまでも相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする「交流」の側面と、教科等の狙いの達成を目的とする「共同学習」の側面があり、この二つの側面を分かちがたいものとして捉えて推進していくという基本的な考え方が周知されてきた。今回、特別支援学級在籍児童生徒は、原則として週の授業時数の半分以上

を目安として特別支援学級において児童生徒の一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた授業を行うことが通知され、特別支援学級または通級による指導のいずれにおいて教育を行うべきかの判断の見直しが進められることになった。原学級保障を希望する家庭には混乱を招いたが、多様な学びの場の意味を見直し、必要な教育的支援を行う重要性を見直す方向性を示したものと言える。

本件は同通知以前に発生したものであるが、当該児童保護者は、登校できない間、学習保障がなされていないことにも疑問を呈していた。通常学級で過ごすことが中心となる場合も、特別支援学級在籍児童の特性を踏まえた学習面の支援、共同学習の在り方には課題が多い。

今後、学校として、児童生徒や保護者の願いを汲み取りながら、通常学級、特別支援学級、通級による指導、それぞれの場における教育的支援について説明し、話し合うことがますます必要となる。そのためには、児童生徒理解、自立と社会参加を意識し、共生社会の実現を目指す取り組み、インクルーシブ教育システムの構築が不可欠である。特別支援教育・インクルーシブ教育が適切に機能するよう取り組むことは、いじめ防止や不登校対策にも効果的であると思われる。

以上